5　Summary

⑴　Official in charge of contract : Tsutomu Suzuki, Assistant General Manager of the Kyoto Racecourse of Japan Racing Association.

⑵　Classification of the products to be procured : 23, 26

⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : Commercial kitchen equipment

⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A or B

⑸　Time limit of tender : By 13 : 00　11th November 2022.

⑹　Contact point for the notice : General Affairs Section, Japan Racing Association, Kyoto Racecourse, 32, Yoshijima Watashiba-jima-cho, Fushimi-ku, Kyoto 612―8265, Japan TEL 075―631―3131

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年９月22日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　荒瀬　美和

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

A　令和４－７年度　桑野道路長生・明谷トンネル工事

B　令和４－６年度　南環僧津山トンネル工事

（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所

A　徳島県阿南市長生町柳木谷から西山

B　徳島県徳島市一宮町から上八万町川西

⑷　工事内容

A　工事延長　L＝1,080m、トンネル延長　L＝1,001m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、内空断面積　A＝93.743㎡、掘削工　L＝994.4m、V＝130,000㎥

B　工事延長　L＝1,260m、トンネル延長　L＝855m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、内空断面積　A＝63㎡、掘削工　L＝843m、V＝66,700㎥

⑸　工期

A　令和８年１月30日まで

B　令和６年11月30日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本案件は、上記１⑵に示した工事（以下「一括審査対象工事」という。）を対象に一括公告し、同じ競争参加資格確認資料（技術提案書を含む。）により、一括審査する試行工事である。

３）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

４）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

５）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

６）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

７）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

８）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

９）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

10）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

11）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

12）本工事は、トンネル覆工コンクリートのひび割れについて長期保証する試行工事である。

13）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

14）本工事は、発注者が完全週休２日（土日・祝祭日）に取り組むことを指定する週休２日試行工事（発注者指定方式（現場閉所））であり、完全週休２日（土日・祝祭日）の取得に要する費用について、労務費、機械経費（賃料）、市場単価、共通仮設費率、現場管理費率を補正して計上している。

なお、発注者が積極的に支援を行い、完全週休２日（土日・祝祭日）の達成を目指す「重点モデル工事」である。

また、４週６休以上の現場閉所を実施した場合は、週休２日履行証明書の交付を行う。

15）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

16）本工事は日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

なお、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施する場合は、「日最高気温が28度以上の日」と読み替える。

17）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

18）本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

19）本工事は、一次審査で提出する資料（技術提案は除く）を１枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、簡易技術資料の根拠となる資料の提出を求める簡易確認型方式の試行工事である。

20）本工事は、「労務費見積り尊重宣言」（平成30年９月18日一般社団法人日本建設業連合会）促進モデル工事の試行対象工事である。

21）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

22）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

23）本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下、「生産性向上チャレンジ」）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

24）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用